

# 第2期大津市自殺対策計画の策定 について（計画骨子案）

令和8年6月24日  
健康福祉部保健所保健予防課

# 目次

1. 計画の位置付けについて	・・・・・・・・ P 3～4
2. 計画期間について	・・・・・・・・ P 5
3. 計画の策定体制について	・・・・・・・・ P 6
4. 計画策定の経過	・・・・・・・・ P 7
5. 現計画の評価	・・・・・・・・ P 8
6. 自殺死亡率等の推移	・・・・・・・・ P 9～12
7. 本市における課題	・・・・・・・・ P 13
8. 基本理念	・・・・・・・・ P 14
9. 骨子（案）	・・・・・・・・ P 15～17
10. 今後のスケジュール	・・・・・・・・ P 18

# 1. 計画の位置付けについて

## ア 自殺対策基本法

平成18年施行。近年、全体としては自殺者数は減少傾向にあるが、年間自殺者数は2万人を超えていることに加え、特に、こどもの自殺者数は増加傾向が続いているため、令和8年4月にこどもに対する取組内容が拡充された。

## イ 自殺総合対策大綱

平成19年施行。令和4年に「こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」等が追加された。

## ウ 大津市自殺対策計画

令和2年3月策定。自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村計画。誰も自殺においこまれることのないまち「おおつ」の実現を目指し、複合的な要因が重なり、追い詰められた結果の自殺であることを共通認識したうえ、庁内関係部署が主体的に自殺対策につながる事業を推進しつつ、官民協働の取組を推進する。

# 1. 計画の位置付けについて

## 大津市総合計画

- 大津保健医療基本計画
- 大津市地域福祉計画
- 健康おおつ21
- 大津市こども・若者支援計画
- おおつ障害者プラン  
(大津市障害者計画、大津市障害福祉計画、大津市障害児福祉計画)
- 大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 大津市教育振興基本計画
- 大津市いじめの防止に関する行動計画
- 大津市男女共同参画推進計画
- 大津市人権教育・啓発推進指針
- その他の関連計画

## 大津市自殺対策計画

【国】  
自殺対策基本法  
自殺総合対策大綱

【県】  
滋賀県自殺対策計画

# 2. 計画期間について

<計画期間について> 令和9（2027）年度から令和15（2033）年度の**7年間**

年度		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
大津市 総合計画	基本構想	大津市総合計画									
	実行計画	第3期				<次期計画>					
大津市地域福祉計画		第4次地域福祉計画		<次期計画>				<次期計画>			
大津市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		第9期		<次期計画>			<次期計画>		<次期計画>		
大津市障害者計画		令和6～令和11年度計画				<次期計画>					
大津市障害福祉計画 大津市障害児福祉計画		第7期 第3期		<次期計画>			<次期計画>		<次期計画>		
大津市子ども・若者 支援計画		令和7～11年度計画				<次期計画>					
健康おおつ21		第3次									
大津市保健医療基本計画		第4期					<次期計画>				
大津市自殺対策計画		現計画			次期計画						

# 3. 計画の策定体制について

## ① 自殺対策庁内連絡会

委員は庁内関係部署で構成され、情報共有・連携を図り、全庁的かつ横断的な取組を推進

## ② 庁内ワーキング

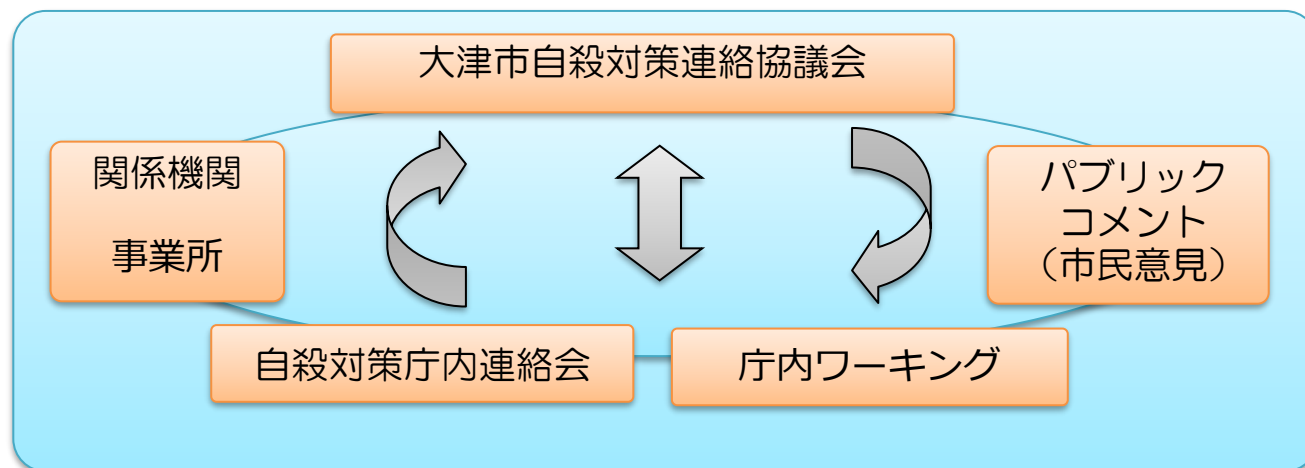
市役所全体の実務担当部署が連携し、全市的な取組を検討・実施

## ③ 自殺対策連絡協議会

医療・保健・福祉・司法・心理・教育・労働・消防・団体等の多分野の関係者により、情報共有・協議を行うことにより、官民協働の取組を推進

## ④ パブリックコメント

計画原案に対し、市民から提出いただいた意見・情報を考慮して意思決定を行う手続き



# 4. 計画策定の経過

第2期大津市自殺対策計画（以下「次期計画」という。）の策定に向け、市民・団体を委員とした大津市自殺対策連絡協議会を実施するとともに、庁内関係部署で構成された庁内連絡会や庁内ワーキングにおいて、各取組に関する評価・意見をいただきました。これらの意見や地域を取り巻く社会状況の変化、自殺対策基本法の改正等の国の動向等を考慮し、自殺対策推進のための課題と方向性を整理したうえで、次期計画の基本理念、基本方針からなる骨子案をまとめました。

連絡協議会（R8.2.12、R8.5.28）

次期計画の施策・方向性の確認

庁内連絡会（R7.11.18、R8.5.13）

庁内関係部署全体の意見  
課題の整理

庁内ワーキング

（R7.6.25、R7.9.26、R8.3.17、  
R8.5.19）

現計画の評価  
庁内関係部署（実務担当）の意見

骨子（案）

国の動向

- ・自殺対策基本法の改正
- ・自殺総合対策大綱の見直し

県の動向

- ・滋賀県自殺対策計画
- ・災害時、感染症等における自殺対策の推進
- ・自殺対策に関する調査・研修の推進等

社会状況の変化

- ・地域コミュニティの希薄化
- ・孤独・孤立の深刻化等

# 5. 現計画の評価

## (1) 自殺死亡率

計画記載の目標値

令和8年：10.0未満

実態

令和7年：16.9

## (2) 個別の施策

評価の視点	施策数 (全数)	効果あり	要見直し
自殺対策	5	4	1
自殺の要因になる可能性を 予防するための施策	24	24	0
住み良いまちづくりのため の施策	76	75	1
合計	105	103	2

### 要見直し①救急活動時の啓発

・・・必要な人が支援につながるように消防や救急告示病院との更なる連携が必要

### 要見直し②経済団体、職域団体との連携したメンタルヘルスの啓発

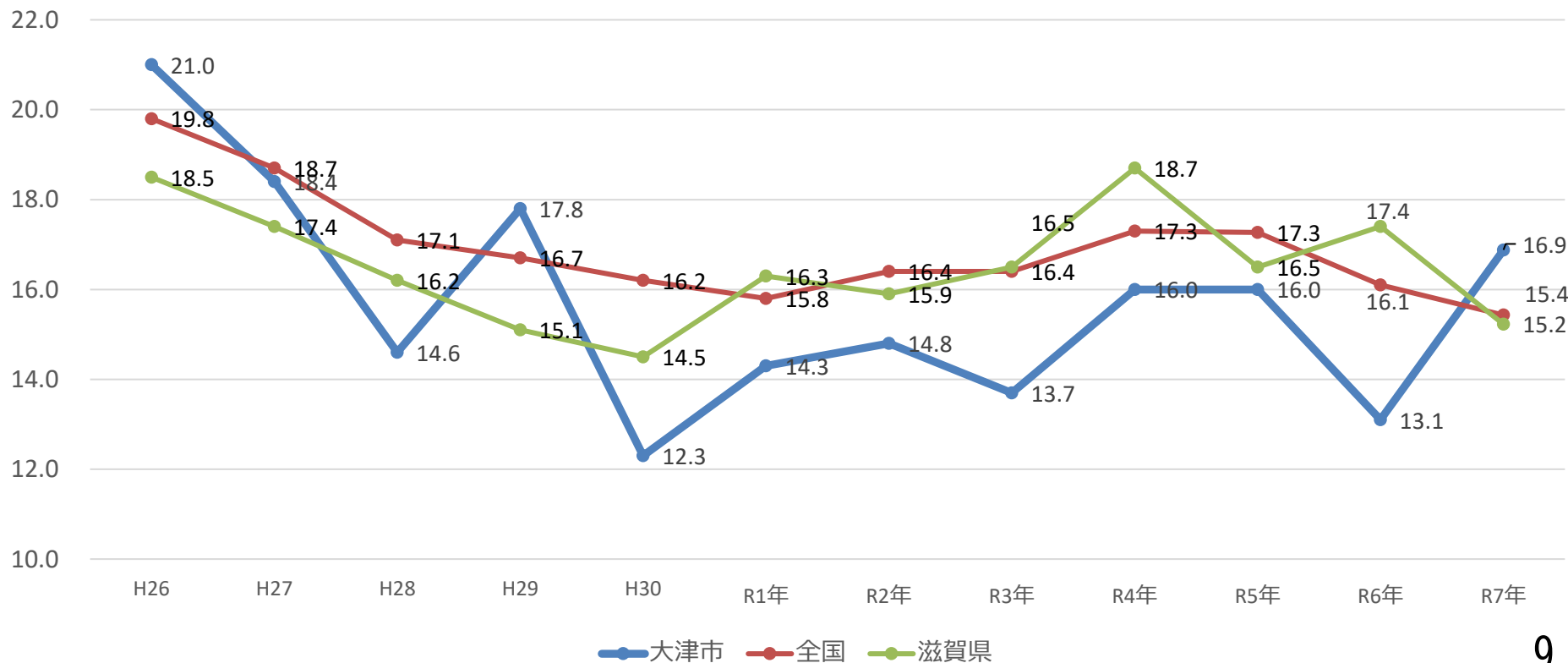
・・・働く世代に啓発できるように経済団体、職域団体との更なる連携が必要

# 6. 自殺死亡率等の推移

## 自殺死亡率の推移

(人口10万人あたり)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	目標値
大津市	21.0	18.4	14.6	17.8	12.3	14.3	14.8	13.7	16.0	16.0	13.1	16.9	10.0未満
全国	19.8	18.7	17.1	16.7	16.2	15.8	16.4	16.4	17.3	17.3	16.1	15.4	13.0以下
滋賀県	18.5	17.4	16.2	15.1	14.5	16.3	15.9	16.5	18.7	16.5	17.4	15.2	12.2以下



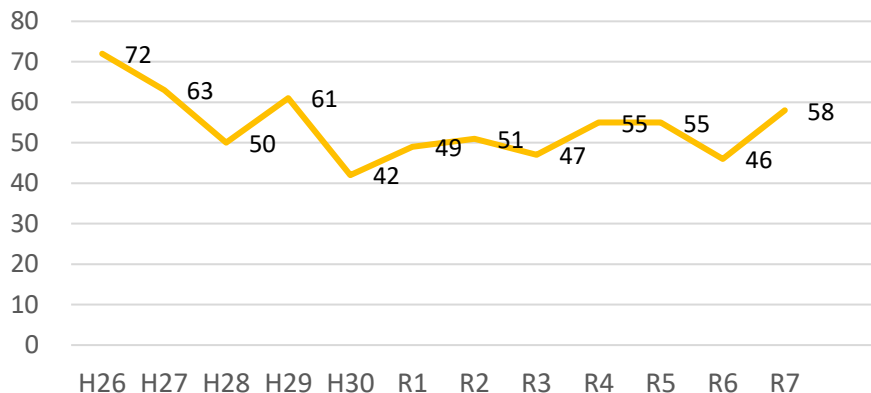
# 6. 自殺死亡率等の推移

## 大津市における自殺者数の推移

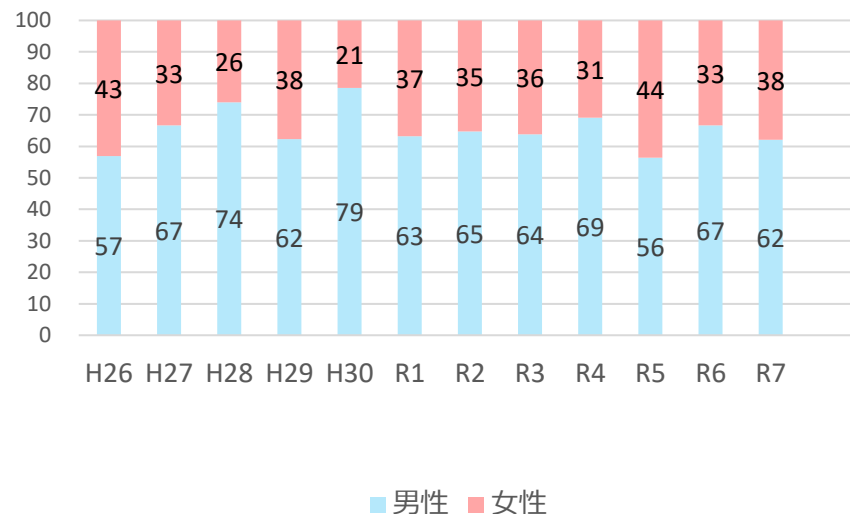
(単位：人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
男性	41	42	37	38	33	31	33	30	38	31	31	36
女性	31	21	13	23	9	18	18	17	17	24	15	22
合計	72	63	50	61	42	49	51	47	55	55	46	58

自殺者数の推移（大津市）（単位：人）



男女別自殺者割合の推移（大津市）（単位：％）



# 6. 自殺死亡率等の推移

## 大津市における年代別、男女別自殺者数

(単位：人)

	R3(2021)		R4(2022)		R5(2023)		R6(2024)		R7(2025)		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
10代以下	3	0	1	1	2	0	0	2	1	2	7	5
20代	7	0	6	3	2	4	2	3	4	2	21	12
30代	2	2	3	2	6	3	4	2	2	3	17	12
40代	6	3	9	3	6	2	9	4	6	2	36	14
50代	4	4	6	3	4	6	8	1	6	7	28	21
60代	2	2	4	1	4	3	2	1	5	2	17	9
70代以上	6	6	9	4	7	6	6	2	12	4	40	22
合計	30	17	38	17	31	24	31	15	36	22	166	95
総合計	47		55		55		46		58		261	

# 6. 自殺死亡率等の推移

## 大津市における自損行為による搬送者数

(単位：人)

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	合計
10代以下	17	17	16	16	24	90
20代	37	43	42	27	29	178
30代	7	16	22	16	25	86
40代	24	18	18	15	16	91
50代	15	19	18	13	13	78
60代	7	9	9	2	5	32
70代以上	19	12	15	14	12	72
合計 (男/女)	<b>126</b> <b>(47/79)</b>	<b>134</b> <b>(38/96)</b>	<b>140</b> <b>(35/105)</b>	<b>103</b> <b>(31/72)</b>	<b>124</b> <b>(31/93)</b>	<b>627</b> <b>(182/445)</b>
いのつな※ 利用者	<b>25</b>	<b>28</b>	<b>30</b>	<b>30</b>	<b>21</b>	<b>134</b>
自損者に 占める割合	<b>19.8%</b>	<b>20.8%</b>	<b>21.4%</b>	<b>29.1%</b>	<b>16.9%</b>	<b>21.3%</b>

※自殺未遂者支援事業「いのちをつなぐ相談員」派遣事業の略称

# 7. 本市における課題

## ① 統計から見た本市の現状

- 若年者（20代以下）による自殺死亡率は上昇傾向
- 高齢者（70代以上）における自殺者数は高止まり傾向
- 40代50代の働き盛りの年代の自殺者数は高水準で推移
- 自損行為による救急搬送者においても、若年層（20代以下）が高水準で推移

## ② 現状から見た本市の課題

- 若年層の自殺者数が一定数ある中、自殺対策は学校・家庭・健康問題・孤立・SNSなど複数の要因が絡み合っており多分野で支援のネットワークを構築することが必要
- 高齢化が進む中で、退職後の社会的孤立、介護疲れ、慢性疾患の苦痛等が複合的に重なることによる高齢者の自殺者数が増加
- 自損行為による搬送者のうち、「いのちをつなぐ相談員」派遣事業につながった方は2割程度であるため支援ネットワークを拡充することが必要

# 8. 基本理念

## 現計画

誰も自殺に追い込まれることないまち「おおつ」の実現  
～いのちに寄り添い、明日へとつなぐ～

## 次期計画

誰も自殺に追い込まれることないまち「おおつ」の実現  
～いのちに寄り添い、明日へとつなぐ～

(変更なし)

自殺の背景には様々な社会的要因があり、自殺は、個人の意思ではなく、追い詰められた末の死であり、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を生み出すため、精神保健に留まらず、様々な分野の施策をはじめ、関係機関・団体が連携し、包括的支援を講じることが求められます。

本計画の推進により、すべての市民が安心して今日を生き、明日を迎えられる社会の実現を目指します。

# 9. 骨子 (案)

## 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのないまち「おおつ」の実現  
～いのちに寄り添い、明日へとつなぐ～

- 基本方針1 生きることの包括的な支援として推進する
- 基本方針2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取組む
- 基本方針3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 基本方針4 啓発と実践を共に推進する
- 基本方針5 県、市、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する（新規）
- 基本方針6 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する（新規）

## 具体的取組 13項目

うち  
重点3項目

- 重点項目1 自殺未遂者の再度の企図を防ぐ
- 重点項目2 こども・若者の自殺対策を更に推進する
- 重点項目3 高齢者の自殺対策を更に推進する

# 9. 骨子（案）

## 具体的取組 13項目

1. 市民一人ひとりの気付きと見守りを促す
2. 自殺対策の推進に資する調査、分析を推進する
3. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
4. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
5. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
6. 社会全体の自殺リスクを低下させる
7. 自殺未遂者の再度の企図を防ぐ【重点項目】
8. 遺された人への支援を充実する
9. 民間団体との連携を強化する
10. こども・若者の自殺対策を更に推進する【重点項目】
11. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
12. 女性の自殺対策を更に推進する（新規）
13. 高齢者の自殺対策を更に推進する【重点項目】

# 9. 骨子（案）

## 第1章

### はじめに

1. 計画の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間

## 第2章

### 基本理念・基本認識

1. 基本理念
2. 基本認識

## 第5章

### 具体的取組

1. 市民一人ひとりの気付きと見守りを促す
2. 自殺対策の推進に資する調査、分析を推進する
3. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
4. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
5. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
6. 社会全体の自殺リスクを低下させる
7. 自殺未遂者の再度の企図を防ぐ【重点項目】
8. 遺された人への支援を充実する
9. 民間団体との連携を強化する
10. こども・若者の自殺対策を更に推進する【重点項目】
11. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
12. 女性の自殺対策を更に推進する
13. 高齢者の自殺対策を更に推進する【重点項目】

## 第3章

### 大津市における自殺の現状と前計画の評価

1. 大津市における自殺の現状
2. 前計画の評価
3. 大津市における課題
4. 改正のポイント

## 第4章

### 基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 啓発と実践を共に推進する
5. 県、市、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

## 第6章

### 計画の推進体制・施策の評価

1. 計画の推進体制
2. 計画の評価

# 10. 今後のスケジュール

	令和8年度											
	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3
策定スケジュール	骨子案作成		素案作成			計画案 (パブリックコメント案) 作成			パブリック コメント	最終案作成		改定
庁内連絡会		● 5/13				●						
ワーキング		● 5/19		●				●				
自殺対策連絡協議会		● 5/28					●			●		
議会 (所管事務調査)			●			●			●			●